市町村議会で議決した意見書等（令和３年6月）

令和3年7月13日現在

No.	市 町 村 名	件名	議決年月日	頁
1	陸前高田市	東京電力福島第一原子力発電所におけるアルプス処理水の処分に係る意見書	R3.6.25	1

市町村議会名	意見書の内容
陸前高田市	【議決年月日】令和３年６月 25 日 【提　出　先】衆議院議長　参議院議長　内閣総理大臣　農林水産大臣　経済産業大臣　環境大臣　復興大臣 【件　　　名】東京電力福島第一原子力発電所におけるアルプス処理水の処分に係る意見書 国は令和３年４月１３日、東京電力福島第一原子力発電所の汚染水から放射性物質の大部分を除去した「アルプス処理水」を２年程度の準備期間を経て、海洋放出により処分する方針を決定した。 アルプス処理水の取扱いについては、国の重要課題であることは認識しているが、海洋放出されることになれば、水産業等への風評被害の発生は必至であり、その影響は極めて甚大であることが憂慮され、東日本大震災後からこれまでの漁業者や関連産業の復興の努力を無にしかねず、市民の中には、放出後の影響を懸念する声もある。 よって、国においては、漁業者をはじめ国民の不安や水産業等に対する風評被害の払拭に努めるとともに、水産業の振興や海洋放出への慎重な対応のため、次の事項について、特段の措置を講じるよう強く求める。 記 １　国民の理解が得られる説明 海洋放出を行う場合には、国が責任を持って処理水の安全性について漁業者や国民に明確な説明を行い、不安を払拭するとともに、理解を得られるよう努めること。 ２　風評被害への対応 海洋放出の方針決定により当面生じる風評被害と、海洋放出が行われた場合に生じる風評被害に、国の責任においてどのように対処するのか方針を示すこと。 ３　漁業者等の経営継続への支援 漁業者や関連産業の従事者が希望をもって働き、持続可能な産業となるよう、販路拡大・開拓支援などの方策を示すこと。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。